

高齢者補聴器購入費用助成事業の流れ

○これから補聴器を購入する

いいえ →

対象外です

対象者

はい

○熊取町の住民基本台帳に記録されている
 ○65歳以上である
 ○市町村民税が非課税世帯または生活保護受給世帯
 ○世帯全員が町税等を滞納していない
 ○この助成を初めて使う

どれか一つでも「いいえ」がある

→

対象外です

すべてが「はい」

○身体障害者手帳(聴覚)を持っている

持っている →

障がい福祉課に相談する

相談

持っていない

○健康・いきいき高齢課に相談する(電話可)
 ・「助成申請書」、「医師意見書」、「同意書」を受け取る
 ※ホームページからもダウンロードできます

・補聴器は不要と言われた
 ・聴力レベルが両耳とも 40db に満たなかった

→

対象外です

受診

○かかりつけの耳鼻咽喉科を受診する

○「医師意見書」に記載してもらい、補聴器販売店で「見積書」(様式自由。認証番号が必要)を作成してもらう

・聴力レベルが両耳とも 70db 以上又は片耳が 90db 以上でかつもう片方の耳が 50db 以上と言われた

→

障がい福祉課に相談する

申請

○「助成申請書」、「医師意見書」、「同意書」、「見積書」を健康・いきいき高齢課へ提出する(郵送可)

助成決定・購入

○役場から「助成決定通知書」などの書類が届いてから補聴器を購入する

実績報告・請求

○補聴器を購入後、「実績報告書」、「領収書のコピー」、「助成決定通知書の写し」を健康・いきいき高齢課に提出する
 ○「助成金確定通知書」が届いたら、「請求書」、「口座等を確認できる書類のコピー」を健康・いきいき高齢課に提出する

○役場が請求書を受理してから30日以内に指定の口座に助成金が振り込まれる

【お問い合わせ先】

熊取町健康福祉部健康・いきいき高齢課

〒590-0451 熊取町野田 1-1-8

ふれあいセンター1階

電話:072-452-6084

FAX:072-453-7196

ホームページは → → →

